

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策保健所支援協力者の 名簿の作成について

令和2年9月15日

厚生労働省健康局健康課

1 保健所支援（積極的疫学調査）の概要

1) 名簿作成目的

新型コロナウイルス感染症対応においては、保健所の業務負担が課題となっており、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、さらなる保健所の体制整備が求められている

感染拡大の際に、保健所が迅速に応援者を確保するため関係学会・団体等に所属し、積極的疫学調査を中心とした保健所支援への協力が可能な専門職（以下「支援協力者」という。）の名簿（以下「名簿」という。）を厚生労働省が整備し、都道府県に情報提供することとする。

2) 支援協力者名簿活用の流れ

（1）支援協力者名簿の作成【学会・団体等→厚生労働省】

- ① 学会・団体等は所属の会員へ周知し、支援協力者を募る。
- ② 支援協力者は登録用紙（様式1）を所属する学会・団体等の中から一つの学会・団体等を選び提出する。
- ③ 学会・団体等は提出された登録用紙（様式1）を取りまとめ、支援協力者名簿（様式2）を作成する。
- ④ 作成した名簿（様式2）を厚生労働省へ提出する。

（2）名簿の提供【厚生労働省→都道府県→保健所設置市・特別区】

厚生労働省において学会・団体等から提出された名簿を取りまとめ、名簿を都道府県ごとに分割し、該当する都道府県へ提供する。なお、都道府県は保健所設置市・特別区にも情報提供する。

（3）名簿の活用【都道府県・保健所設置市・特別区→支援協力者】

- ① 都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染拡大時に備え、名簿に記載されている連絡先を基に支援協力者と連絡をとり、事前に支援協力者を非常勤職員に任命しておく。
- ② 感染拡大時には、非常勤職員に任命した支援協力者に応援協力を依頼する。
- ③ 支援協力者と地方公共団体で取り決めを交わし、支援を開始する。

(4) 名簿の活用状況の報告【保健所設置市・特別区→都道府県→厚生労働省】

名簿を活用した保健所設置市・特別区は、名簿の活用状況について都道府県に報告する。

3) 支援協力者名簿への登録要件

- ① 関係学会・団体等の会員等である医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・管理栄養士等の専門職。
- ② 地方公共団体職員は対象外とする。ただし、教育・研究・医療機関の職員は対象とする。

4) 活動の期間・内容・場所

- ① 支援する地方公共団体の保健所等での積極的疫学調査を中心とした業務とする。
- ② 活動の詳細（内容や期間、謝金等）は、地方公共団体と支援協力者とで取り決める。

2 支援協力者から所属学会・団体等への登録用紙（様式1）の提出について

支援協力者は登録用紙（様式1）に必要事項を記載^{*}し、所属学会・団体等（複数の学会・団体等に所属している場合は、重複登録を避けるためいずれか1つの学会・団体等から）に提出してください。

※ 項目のうち、携帯電話番号を除く各項目については、都道府県へ提供します。都道府県への提供を希望しない項目がございましたら、その旨備考欄に記載してください。

なお、本件について厚生労働省が協力を依頼している学会・団体等は以下のとおりです。

日本公衆衛生学会	日本疫学会
公衆衛生大学院プログラム校連絡会議	社会医学系専門医協会
日本公衆衛生看護学会	日本地域看護学会
聖路加看護学会	全国保健師教育機関協議会
全国訪問看護事業協会	

3 学会・団体等から厚生労働省への支援協力者名簿（様式2）の提出について

1) 提出方法

各関係学会・団体等は、支援協力者から提出のあった登録用紙（様式1）を取りまとめ、支援協力者名簿（様式2）を作成し、厚生労働省へメールで提出してください。

■提出期限：令和2年10月2日（金） 17時

■提出・問合せ先： 厚生労働省健康局健康課保健指導室 十川・小松崎・山本 宛

<メールアドレス> hoken-meibo@mhlw.go.jp

電話：03-5253-1111(内線 2336・2392)